

第31回大空町農業委員会総会議事録

平成28年12月26日 第31回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 長尾 照幸	2番 石田 正俊	3番 井上 良幸
4番 早川 敏幸	5番 苫米地 正幸	6番 辻 功
8番 田中 秀雄	9番 川野 静雄	10番 小久保 謙
11番 藤野 雅隆	12番 田中 悟	13番 長谷川 伸一
14番 岩原 秀嗣	15番 晴山 棋一郎	17番 齊藤 貞利
18番 澤井 忠雄	19番 岡内 祐一	21番 江口 美世司
23番 岡本 シゲ子	24番 永倉 誠二	25番 山神 正信

(2) 欠席者

16番 石田 敦	20番 丹羽 真治	22番 石原 せつえ
----------	-----------	------------

2. 職員の出欠状況

事務局長 作田 勝弥	主査 渡邊 豪	主事 安念 真人
主事 鈴木 聡		

第31回大空町農業委員会総会議事録

午後3時30分

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第31回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
委員	<p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。</p> <p>今年も最後の農業委員会総会でございますが、今年も色々なことがありましたけれども、少し振り返ると、春先は結構早く畑に入れたわけですが、その後、雪が降りまして、春小は少し遅れたのかなと思っております。</p> <p>その後、順調に蒔き付け等も終わりました、途中、大風もございまして、直播ビート、健苗ビートあたりは、少しやられたようでございます。</p> <p>その後、順調に、まあ干ばつもありましたけれども、8月に入り、麦が始まり、まずまずの収穫を経て、その後、お盆頃から台風がいくつか上陸を致しまして、大空町も大変な被害を受けたところでございます。</p> <p>被害に遭われた方には、お見舞いを申し上げたいと思います。</p> <p>その後、収穫がジャガイモ、ビート等も始まりましたけれども、やはり水のついたところでは、痛みがひどく、収穫もちょっと難儀なされたのかなと思っております。</p> <p>また11月に入り大雪が降りまして、仕事もかなり遅れまして、最後の長芋の収穫、また秋小麦の防除等に大変苦労をなされたと思います。</p> <p>今月に入りまして、外を見ますとかなりの雪が降りまして、いつもよりちょっと雪が多いのかなと思っております。</p> <p>農業委員会の活動に対しましても、今年1年、農業委員の皆様には、大変御苦労を致しましたが、年内を終わらせて頂こうと思っております。来年もまたよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>今年、最後の31回の総会でございますので、忌憚のないご意見等を頂きまして、ご審議を頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>

作田局長	<p>11月28日開催の第30回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第31回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時37分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>
作田局長	<p>ただいまの出席委員は、21名であります。石田敦委員、丹羽委員、石原委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計44件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、12番田中悟委員、13番長谷川委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成28年12月26日提出 大空町農業委員会 会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、国有地の払い下げの案件です。</p> <p>本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、1ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第2地区田中副委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>

田中副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、隣接する農地を所有する貸主に対し、使用貸借の権利を設定する案件です。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、2 ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 2 地区田中副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地へ</p>

	<p>の影響はないと思われます。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 2 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番説明朗読】 この件につきましては、今まで使用貸借の権利設定をしていたものを賃貸借に変更するものです。 本件は、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 なお、現経営地の権利設定のため、図面を省略しております。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 2 地区田中副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

	<p>これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係3番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係3番説明朗読】 3番、4番につきましては、経営移譲による親子間の使用貸借の権利設定をするものです。 現経営地の利用権設定のため、図面を省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第2地区田中副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり経営移譲による親子間の使用貸借の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係4番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係4番説明朗読】</p> <p>この件についても経営移譲による親子間の使用貸借の権利設定をするものです。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。</p>
藤野委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり経営移譲による親子間の使用貸借の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。これより議案第1号の利用権設定関係4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係5番から6番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係5番から6番説明朗読】</p> <p>この件については、経営移譲に伴うものです。親子間の使用貸借につきましては、先月の総会で議決を頂いております。</p> <p>借主の父と貸主で農地法第3条による貸借の権利設定した案件であり、残期間を後継者である借主が同一条件で貸借するものであります。そのため、図面を省略しております。以上でございます。</p> <p>また、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第4地区田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>

	す。
田中委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲により、借主の父が賃貸借していた契約の残期間を再契約する案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 5 番から 6 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の利用権設定関係 5 番から 6 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 7 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 7 番説明朗読】</p> <p>7 番、8 番については、使用貸借の期間を更新し、再度設定するものです。現経営地の利用権設定のため、図面を省略しております。</p> <p>また、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 7 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の利用権設定関係 7 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 8 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 8 番説明朗読】</p> <p>8 番につきましても、使用貸借の期間を更新し、再度設定するものでございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の利用権設定関係 8 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成 28 年 12 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 2 号所有権移転関係 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、前借主が賃貸の契約を更新しなかったことに伴い、別の方に売買するものです。</p> <p>第 1 地区農業委員さんにより、12 月 5 日にあっせん会が開催されております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、111.2ha です。</p> <p>なお、農地の図面については、3 ページに掲載しております。</p>

	<p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第1地区小久保委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
小久保委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりであり、12月5日にあっせん会議を開催しました。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、貸主の経営規模縮小に伴い、新規に賃貸借を設定するものです。</p> <p>第4地区農業委員さんにより、12月12日にあっせん会が開催されております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>1番の借主の経営面積は、24.4ha。労働力は3人です。</p> <p>なお、農地の図面については、4ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>

山神会長	この件について第4地区田中委員長より補足説明があればお願いします。
田中委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりであり、12月12日にあっせん会議を開催しました。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係2番説明朗読】</p> <p>この件は、経営移譲に伴うものです。</p> <p>借主の父と貸主で利用集積による賃貸借の契約をしていた案件であり、残期間を後継者である借主が同一条件で賃貸借するものであります。</p> <p>そのため、図面を省略しております。</p> <p>借主の経営面積は、24.8ha。労働力は4人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	この件について第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。
藤野委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲に

	<p>より、借主の父が賃貸借していた契約の残期間を再契約する案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 3 番説明朗読】</p> <p>この件以降は、全件更新の案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>借主の経営面積は、32.0ha。労働力は 4 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 3 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 4 番から 5 番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 4 番から 5 番説明朗読】 借主の経営面積は、43.7ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 4 番から 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 4 番から 5 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 6 番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 6 番説明朗読】 借主の経営面積は、38.1ha。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 6 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 7 番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 7 番説明朗読】</p>

	借主の経営面積は、24.7ha。労働力は2人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係7番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係7番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係8番から10番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係8番から10番説明朗読】 8番の借主の経営面積は、24.7ha。労働力は2人です。 9番の借主の経営面積は、33.4ha。労働力は4人です。 10番の借主の経営面積は、28.9ha。労働力は4人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係8番から10番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係8番から10番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係11番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係11番説明朗読】

	借主の経営面積は、28.9ha。労働力は4人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係11番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係11番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係12番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係12番説明朗読】 借主の経営面積は、35.4ha。労働力は4人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係12番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係12番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係13番から15番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係13番から15番説明朗読】 13番の借主の経営面積は、17.8ha。労働力は4人です。 14番の借主の経営面積は、19.1ha。労働力は4人です。

	<p>15 番の借主の経営面積は、27.2ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 13 番から 15 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 13 番から 15 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 16 番から 17 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 16 番から 17 番説明朗読】 16 番の借主の経営面積は、17.7ha。労働力は 4 人です。 17 番の借主の経営面積は、26.6ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 16 番から 17 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 16 番から 17 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 18 番から 20 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 18 番から 20 番説明朗読】 18 番の借主の経営面積は、26.8ha。労働力は 2 人です。</p>

	<p>19 番の借主の経営面積は、39.0ha。労働力は 4 人です。 20 番の借主の経営面積は、45.7ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 18 番から 20 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 18 番から 20 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 21 番から 22 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 21 番から 22 番説明朗読】 21 番の借主の経営面積は、20.0ha。労働力は 3 人です。 22 番の借主の経営面積は、12.0ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 21 番から 22 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 21 番から 22 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 23 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 23 番説明朗読】</p>

	借主の経営面積は、12.0ha。労働力は4人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係23番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係23番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係24番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係24番説明朗読】 借主の経営面積は、11.5ha。労働力は4人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係24番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係24番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係25番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係25番説明朗読】 借主の経営面積は、23.1ha。労働力は5人です。 以上でございます。

山神会長	これより利用権設定関係 25 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 25 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 26 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 26 番説明朗読】 借主の経営面積は、21.5ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 26 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 26 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 27 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 27 番説明朗読】 借主の経営面積は、19.7ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 27 番について質疑に入ります。

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 27 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 28 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 28 番説明朗読】 借主の経営面積は、23.4ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 28 番について質疑に入ります。
委員長	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 28 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成 28 年 12 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第 3 号所有権移転関係 1 番説明朗読】

	<p>この件については、親子間の贈与をしたいので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号ただし書の特例を利用し、行うものです。</p> <p>そのため、全農地の土地の所有者を譲受人とするために、現在譲渡人が貸付けしている農地を全農地合意解約した上で、親子間の贈与を行い、議案 16 ページ利用権設定関係 1 番において、譲受人が構成員となっている法人に対し、使用貸借の権利を設定するものです。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>なお、利用権設定関係 1 番において、使用貸借をする法人の経営面積は、60.2ha。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 2 地区田中副委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
田中副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり親子間の贈与の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号の所有権移転関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、所有権移転関係 2 番から 3 番について譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 3 号所有権移転関係 2 番から 3 番説明朗読】</p> <p>11 月の総会において、買入協議の議決をいただいたものです。その際に、説明させていただきましたので、今回は省略させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>

山神会長	これより所有権移転関係 2 番から 3 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の所有権移転関係 2 番から 3 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 3 号利用権設定関係 1 番説明朗読】 この件については、所有権移転関係 1 番で説明したとおりです。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 利用権設定関係 2 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 3 号利用権設定関係 2 番説明朗読】 この件については、経営移譲に伴うものです。 借主の父と貸主で利用集積による賃貸借の契約をしていた案件であり、残期間を後継者である借主が同一条件で賃貸借するものでありま

	<p>す。そのため、図面を省略しております。</p> <p>また、農地利用集積円滑化事業により賃借権を設定しているため、同制度により再度設定するものです。</p> <p>借主の経営面積は、先程説明した通りです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号の利用権設定関係 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>買入協議の要請 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするように要請することについて審議を求める。平成 28 年 12 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 4 号 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、賃貸借から売買に移行する案件です。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第 5 地区農業委員さんにより 12 月 19 日にあっせん会を行っております。</p> <p>公社からの買受け予定者は、加地政幸氏になります。</p> <p>経営面積は 23.3ha、労働力は 4 人です。</p> <p>あっせんによる売買価格は、田が 10a 当たり 36 万円、畑が 10a 当たり 21 万円、総額 1,564 万 3 千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p>

	<p>なお、農地の図面については、賃貸借からの移行のため、省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後、買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより買入協議の要請1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号の買入協議の要請1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成28年12月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【報告1号説明朗読】</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p>

	引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。 (午後 4 時 34 分)
--	---